法人税と国際的インテグレーション

―その理念型と現実―

鶴 田 廣 巳

はじめに

法人税と個人所得税とのインテグレーション (統合) に関する論点は. これまで、一国内において両税を統合することの意義や効果に集中してき たが、経済のグローバリゼーションの進展はむしろ統合の国際的側面の重 要性とともにその困難さを表面化させてきたといってよい1)。

以下では、国内においては完全統合型法人税(個人所得税と法人税とを 完全統合するタイプの法人税)が望ましい租税類型であることを前提とし て議論する。いうまでもなく,租税論の潮流には包括的所得税,支出税, 最適課税の考え方があるが、ここではさしあたり、包括的所得税の立場に 立つ個人所得税とこれと完全に統合された法人税とを租税構造の基幹税と

^{*} 本稿は、平成14年度関西大学在外研究員としての研究成果の一部である。

¹⁾ Mc Lure, Ir. C. E. (1979). Must Corporate Income Be Taxed Twice? p.185. \$\frac{1}{2}\tau. わが国における研究では、金子宏(1991)、「法人税と所得税との統合―統合の諸類 型の検討―」、『資本市場』第73号、初出、同(1996)、『所得課税の法と政策』有斐 閣、所収、が統合の国際的側面を研究することの重要性を強調している。実際、こ の問題の研究はわが国ではとりわけ遅れており、ほとんどみるべき先行研究がない のが実情である。そのなかで、岡村忠生(1992)、「国際課税とインテグレーション」 『法学論叢』第133巻1・2・3号、は数少ない貴重な研究のひとつである。また、佐 藤光夫(1992),「所得税と法人税の統合について」『税経通信』11月号, 増井良啓 (2000), 「連結納税制度をめぐる若干の論点(I~IV)| 『税研』第91-94号, も参照。

して位置づける立場をとることにしたい。しかし、グローバリゼーションの進展は、EU諸国のなかで重要な地位を占めるイギリス、ドイツがそれまでのインピュテーション制度からクラシカル・システムに移行したことに見られるように、これまで統合を推し進めてきたEU諸国でさえむしろ統合型法人税を解消する方向に動いているようにみられる。この動きが果たしてどのような方向に帰結していくのかについて予断はできないが、少なくともグローバリゼーションのもとでの国際的な圧力がインピュテーションを採用してきた国々に統合を解消する方向をとらせていることは明らかであるように思われる。問題はすぐれて統合問題の国際的な側面に生じているといってよい。したがって、統合型法人税を解消する動きの背後にどのような問題が存在するのか、その問題は統合型法人税の存続を不可能にするものなのかどうか、そして、法人税制の国際的な統合を可能にするにはどのような条件が必要なのか、といった問題の検討はグローバリゼーションの進展のなかで各国の税制のあり方を模索しようとする場合、不可欠の検討課題であるといわなければならない。

法人税制の統合の国際的側面についての研究はわが国ではとくに立ち遅れている研究分野であるが、本稿は国際的なインテグレーションについての理念型と国際的な法人課税の現実とを対比することにより、グローバリゼーションの時代において法人税制はいかにあるべきかについての指針を得ようとするひとつの試みである。

I 国際的インテグレーションの基本的理念型

1. グローバルな個人所得課税の公平

法人税と個人所得税とのインテグレーション(以下,原則として統合という)とは、いうまでもなく、法人源泉所得を個人の課税ベースに含め法人所得が帰属する個人に適用される税率で課税することにより、いわゆる法人税と個人所得税との二重課税を回避するとともに、法人源泉所得に個

人レベルの累進税率を適用して公平な個人課税を実現することを意味す る。この統合には、配当だけについて統合を行う部分的統合(partial integration)もあれば、留保利潤を個人株主の持分に応じて割り当て、留 保・配当利潤すべてについて統合を実現する完全統合(full integration) もある。部分的統合は、配当レベルでの統合にとどまるため、留保利潤に ついては当面法人課税だけの一段階課税にとどまり、個人所得課税が繰り 延べられる結果、高所得株主には有利になるという意味で、配当課税の軽 減という側面が強い。他方、完全統合の場合には、留保部分を含めすべて の法人所得が個人株主に帰属させられ、累進税率を適用されるという意味 で、個人課税の公平性を確保できる。カナダ王立委員会、いわゆるカータ 一委員会の報告書が提起した方式がまさしくそのモデル提案であったこと は、周知のとおりである。そのカーター委員会の勧告もカナダ国内では流 産したことに象徴されるように、完全統合を採用している国は今日では存 在しない。現在、採用されている代表的な統合方式は、EU諸国を中心と するインピュテーション方式であるが、これさえいまや逆流にさらされて いることはすでにふれたとおりである。国内において統合を維持している 国も次第に減少傾向を示しているように、両税の国内的統合でさえ決して |容易な課題とはいえないが,その国際的な統合,インテグレーションの国 際的側面についてはさらに困難な諸問題が存在しており、あとでみるよう にその現在の到達段階はなお未発展なレベルにとどまっている。

国際的なインテグレーションを検討することの意義は、それがグローバ ルな居住地主義 (global residence principle) にもとづく公平な統合型個 人所得課税のモデルを提示することを可能にする点にある。統合を論じる 場合、配当課税の軽減の色彩の強い部分的統合と公平な個人課税の実現を 意味する完全統合とは明確に区別されなければならないが、そのことは国 際的な統合を論じる場合にも同様である。この点は、国際的統合の規範的 意義として,十分に強調されなければならない。国際的な統合にもさまざ まな形態と組み合わせがあるが、その規範的なモデルはグローバルな個人 所得課税の公平を実現するモデルとして構成される必要がある。

この点で参考になるのは、マスグレイブ夫妻、とりわけP. B. マスグレ イブの議論である²⁾。彼女は、国際的な枠組みのもとでの資本所得課税の あり方を評価する際の基準として、管轄権間の公平(interiurisdictional equity). 投資立地中立性(locational neutrality). 納税者間の公平(taxpaver equity)の3つを基本的な政策目標としてあげ、これら3つの目標を同時に 満たす管轄権間の租税秩序がどのようなものになるのかについて、規範的 モデルを検討している。それは、まさしく国際的な統合が実現した場合の 公平な「包括的 | 個人所得課税のモデルを提供する。以下、やや立ち入って 紹介してうえで. このモデルの持つ意義について説明を加えることにする。 まず、管轄権間の公平とは、各国間での要素移動によって生み出される 利得に対する源泉地国(source country)への「公正な租税配分」、ない し源泉地国に対するその利得の公正な分割を意味する。源泉地国は、その 管轄権内において外国居住者が稼得する所得に対して優先的な課税権をも っており、居住地国 (residence country) への配分は、源泉地国が規定 する①その属地的課税ベースの定義、および②その課税ベースに適用する 税率によって決定される。①については恣意的な要素が入りやすい「セパ レート・アカウンティング (separate accounting)」よりも何らかの「フ ォーミュラ·アポーションメント (formula apportionment)」にもとづい て課税ベースを測定することが望ましく、しかも、同一のフォーミュラが すべての国で統一的に適用されることが決定的に重要だとされる。②の税 率については、各国に共通の統一的な比例的配分を確保するための基準と、

²⁾ Musgrave, P. B. (1987), "Interjurisdictional Coordination of Taxes on Capital Income," in Cnossen, S. (ed.), Tax Coordination in European Community, pp.197-225. 国際租税法研究会訳 (1990),「資本的所得課税の管轄権調整〔抄訳〕」『法学ジャーナル』第55号, 48-60ページ。ただし、訳文は本抄訳には従っていない。これらの業績は他の多くの著作とともに、次の著書に収められている。Cf. Musgrave, P. B. (2002), Tax Policy in the Global Economy: Selected Essays of Peggy B. Musgrave, Edward Elgar, pp.279-307.

その役割はやや限定的であるが便益に応じた賦課という基準により、その 水準が決定される。税率の統一的な比例的配分の根拠は、互恵的な統一性 (reciprocal uniformity) にもとづく各課税管轄権の間での公平の確保によ り説明される。従来、この互恵性(reciprocity)は、非居住者に支払われ る配当・利子所得に対する源泉徴収税に関して依拠すべき基準として使用 されてきたが、この基準にもっとも適合する税はむしろ物税である賃金税 (payroll tax) と法人税であり、その意味で管轄権間の公平の実現のため には、源泉地国におけるこれらの租税、とくに法人税を相互に等しい水準 に設定することが必要とされる。

第2に、投資立地中立性とは、ある国の投資家が国内あるいは海外に投 資先を求める場合に税制がその選択に影響を及ぼさないことである。この ことが要請される根拠は、それが資本配分の世界的規模での効率性(world efficiency)を促進するとされるからである。中立性の実現のためには. 投資家の居住地国は、自国内での投資所得に適用する税率と同じ税率を、 源泉地国から居住地国の投資家に帰属する所得に対しても適用することが 必要となる(課税ベースの定義は同一と仮定する)。その意味で、これは 資本輸出中立性といわれる基準と等しい。投資立地中立性(以下では、資 本輸出中立性の用語を用いる)は、各国の居住者が投資先の如何にかかわ らずその投資所得について同じ税負担率を適用されるとの条件が満たされ ることを要求する。しかし、国内投資の場合とは異なり、クロスボーダー 投資については源泉地国と居住地国の課税権が競合するため、非居住者の 投資所得は国際的な二重課税に服する結果となる。したがって、二重課税 を調整して完全中立性を確保するためには、居住地国によって外国税額控 除が認められなければならない(外国税が居住地国の税率を上回る場合に は、税額の還付(tax refund)を行う)。また、部分的中立性の確保のた めには、外国税の一部の税額控除、外国税の損金算入、外国所得の課税免 除などの措置がとられなければならない³⁾。

³⁾ マスグレイブは、部分的中立性を達成する手段のなかに外国税の損金算入方式/

第3に、納税者間の公平は、一国内での公平ではなく、グローバル所得についての公平である。この目標を実現するためには、国内からであれ海外からであれ所得を受け取る者に対して、居住地国がその居住者の包括的なグローバル所得に課税することが要請される。管轄権間の公平が物税を必要としたのとは異なり、納税者間の公平では、居住地国が人税によって居住者たる個々人の経済的事情を斟酌することが必要になる。納税者間の公平を達成するための必要条件についての観念は、国が異なればそれぞれの事情に応じて異なるのが当然であり、各居住地国は、みずからの公平基準にしたがってその居住者に対して課税を行う。管轄権間の公平が非居住者に帰属する所得に対する源泉地国課税の比例的な配分に帰結したとすれば、納税者間の公平は、その所得を含めたグローバル所得に対する居住地国での公平な税負担の実現を要請する。それゆえに、源泉地国における法人税と居住地国における個人所得税とを統合する完全統合型所得税制度(fully integrated income tax system)が必要になる40。

以上3つの政策基準を明らかにしたうえで、これらの基準を満たす規範 モデルがつぎに提示される。それは、各国が完全に統合された所得税制度 を整備し、法人利潤はすべてその持分に応じて個人株主の所得に帰属、算 入される一般的規範モデルと、法人税が絶対的法人税として課税される非 統合型のクラシカル・システム・モデルという両極のモデルである。

まず、一般的規範モデルでは、統合型所得税が前提とされる。したがっ

 ^{\((}deductibility) をあげ、これを「一国効率性 (national efficiency)」を実現するものとして特徴づけている。しかし、これに対しては、近年、批判がある。Cf. Graetz、M. J. (2000)," Taxing International Income: Inadequate Principles、Outdated Concepts、and Unsatisfactory Policies、" Tax Law Review, pp.261−351.

⁴⁾個人納税者間の公平は、同一国の居住者が同一のグローバル所得を獲得する場合、同一の税負担(国内および海外を合計)を要求するから、この意味では、資本輸出中立性が達成される場合には、個人納税者間の公平も実現される。Cf. Sato, M. and R. M. Bird(1975)," International Aspects of the Taxation of Corporations and Shareholders," *IMF Staff Papers*, p.407.

て、グローバルな居住地原則にもとづき、各納税者は、投資を行った外国 法人、あるいは国内法人の海外子会社の未配分利潤に対する持分を含め、 稼得したすべての全世界所得をその包括的所得課税ベースに算入しなけれ ばならない。納税者間の公平は,この包括的な課税ベースに適用される累 進税率を通じて確保される。法人所得税は、個人所得税の源泉徴収税とし ての役割をはたし、したがって、個人所得税から税額控除することが認め られる。また、管轄権間の公平を実現するためには、法人所得税の税率が すべての国について同率であることが要件となる。さらに、資本輸出中立 性を実現するためには、ある国の居住者が海外投資から受け取る所得に対 し源泉地国において納付された外国税について、居住地国において二重課 税の調整が行われなければならない。これは、源泉地国と居住地国との間 での二重課税の調整であると同時に、源泉地国の法人税と居住地国の個人 所得税との二重課税の調整の意味も持つ⁵⁾。その意味で、納税者間の公平 と資本輸出中立性とは密接な関連を持っている。外国税を含めた「包括的 な | 公平の概念にしたがえば、統合型所得税制において国内法人税に税額 控除が認められるのと同様に、源泉地国に納付した外国法人税についても 居住地国の個人所得税に対し完全な税額控除(したがって、税額の還付を **含む)が認められなければならない。居住地国は、居住者たる投資家に対**

⁵⁾ 国際的二重課税の調整は、資本輸入国である源泉地国(ホスト国)での課税と資本輸出国である居住地国(ホーム国)での課税との調整であるが、他方、国際的インテグレーションで問題となる二重課税の調整は、基本的に源泉地国での法人課税と居住地国での個人所得課税との間での課税の調整である。両者は完全に一致してはいない。その理由は、(1) 前者があくまでも課税管轄権の間での課税の調整を図るものであるのに対して、後者は法人と個人のレベルでの二重課税の調整を国際間で行うものであり、前者の代表的な調整措置である外国税額控除と後者の救済措置のひとつである配当税額控除とは、とりあえずカテゴリーが異なる、(2) 源泉地国から居住地国に対して配当が分配される際、源泉地国により源泉徴収税が課税されるが、その二重課税の除去は外国税額控除の固有の役割とされてきた、からである。とはいえ、源泉徴収税を別とすれば、両者は実体的には同じものとみることができる。岡村忠生(1992)、前掲論文、205ページ、参照。

してグローバルな個人所得税を課税する一方、外国法人税の完全な税額控除を認めることによって、納税者の公平だけでなく資本輸出中立性をも達成することができるのである。マスグレイブによれば、外国税の部分的税額控除や損金算入方式の適用、あるいは外国税をまったく無視し、外国税込みの粗所得に居住地国の個人所得税を適用する場合にも不完全な「限定的な(narrower)」公平を実現することは可能であるが、この場合には個人間の(限定的)公平と資本輸出中立性との間で矛盾が生じるとされている。その意味で、完全な税額控除が行われる場合だけが、中立性の基準に合致するのである。

他方、居住地国において法人税と個人所得税が統合されていないクラシ カル・システムは、統合型規範モデルの対極に位置するモデルである。こ こでは、法人税は法人の未配分収益に対する個人所得税の課税の代用とし て機能すると同時に、配当に対しては追加的な税負担を賦課している。し たがって、クラシカル・システムにおける法人税は、統合型所得税制度の もとでの個人所得税の源泉徴収としての機能とは異なり、納税者間の公平 を確保するうえで重要な構成部分となる。この点で、国家間の公平(internation equity)を確保するための源泉地国による課税手段としての法人税 の役割とは矛盾する可能性がある。つまり、国家間の公平にもとづいて設 定される税率が、居住地国における個人間の公平の基準を満たす税率と一 致する場合もあれば、上下に乖離する場合も生ずることになる。この税率 の乖離による国家間の公平と個人間の公平との矛盾に対して、たとえば補 償的付加税(compensatory surcharge)ないし戻し税(rebate)などの 一定の緩和措置を講じることは可能であるが、居住地国の株主の持分に帰 属する未配分収益について、その課税水準が過小、ないし過大になるのは 避けられない。このことは、とりわけ未配分の外国所得についてあてはま る。なお、海外の関連法人から居住地国の親会社に支払われるクロスボー ダーの法人間配当は、クラシカル・システムのもとでも法人レベルでは課 税対象とされないことは、通常のクラシカル・モデルのケースと同様であ

る。

表1は、統合型規範モデルおよびクラシカル・システムのもとでの租税調整のモデルを簡単な数値例で示したものである。A, B2国において両国は源泉地法人税の税率をともに25%、個人所得税の税率についてはそれぞれ50%、30%に設定しているものとする。統合型モデルでは、居住地国の個人所得税が源泉地の法人税と統合され、源泉地国法人税の税額控除を前提に、源泉地国のグロスアップ法人所得(配当プラス源泉地国法人税)に対して居住地国の個人所得税が適用される。他方、クラシカル・モデルでは、統合は行われないため、源泉地国の法人税を控除した後の法人所得に対して、居住地国において個人所得税が適用される。

表の実効税率から読み取れるように、統合型モデルでは、まず各国の源

	グローバル統合型所得税				絶対的法人税			
	Y_{AB}	Y _{AA}	Y _{BA}	Y_{BB}	Y _{AB}	YAA	Y_{BA}	Y _{BB}
所 得	100	200	100	300	100	200	100	300
課税								
A国								
法人所得税	25.0	50.0	0.0	0.0	25.0	50.0	0.0	0.0
個人所得稅	0.0	50.0	25.0	0.0	0.0	75.0	37.5	0.0
合 計	25.0	100.0	25.0	0.0	25.0	125.0	37.5	0.0
B国								
法人所得税	0.0	0.0	25.0	75.0	0.0	0.0	25.0	75.0
個人所得稅	5.0	0.0	0.0	15.0	22.5	0.0	0.0	67.5
合 計	5.0	0.0	25.0	90.0	22.5	0.0	25.0	142.5
総計								
金 額	30.0	100.0	50.0	90.0	47.5	125.0	62.5	142.5
実効税率(%)	30.0	50.0	50.0	30.0	47.5	62.5	62.5	47.5

表1 国際租税調整の規範モデル

- (注) 1. 所得Yのサブスクリプトは, 前者が所得源泉地国を, 後者が株主の居住地国を表わす。
 - 2. A. B両国の個人所得税率をそれぞれ50%, 30%とする。
 - 3. A. B両国の法人税率は、いずれも25%とする。
- (出所) Musgrave, P. B. (1987), "Interjurisdictional Coordination of Taxes on Capital Income," in Cnossen, S. (ed.), *Tax Coordination in European Community*, p.211 & p.213.

泉地国法人税は同率であることから国家間の公平が保証される。この源泉 地国法人税と完全に統合された居住地国個人所得税はそれぞれの国の居住 者が得るすべての所得について、当該国の個人所得税率を適用することに より、各居住地国内での納税者間の公平が達成される。また、各居住地国 の個人は、国内で投資しようと海外に投資しようと、いずれも同じ税負担 に服するという意味では、資本輸出中立性も実現される。他方、クラシカ ル・モデルの場合も、源泉地国法人税が各国とも等しい税率で課税される ものと仮定しているため国家間の公平が保証される。同様に、A国に居住 する投資家、B国に居住する投資家が国内投資、海外投資について同じ税 負担であり、また居住地国において国内外の所得について同じ税負担に服 するという意味で、資本輸出中立性、納税者間の公平も達成されることが わかる。この意味で、源泉地国の法人税が同率で課税されれば、クラシカ ル・モデルの場合についても、3つの基準が満たされることがわかるので ある。統合型モデルとの違いは、両国ともに実効税率の水準が上昇してい る点だけである。この結果、非法人投資にくらべ法人投資が不利になり、 その意味で非効率性が生み出されるとされている。

以上、やや詳細にマスグレイブによる規範的モデルの内容を紹介したが、それはこのモデルが国際的な統合のもつ意義を明確に示しており、その意味でグローバリゼーションのもとでのグローバル所得についての公平な個人課税のあり方を議論する際の基準、ないし出発点を提供するからである。この規範的モデルが存在しない場合には、国際的な統合のあり方を評価する場合の座標軸が不明確になり、各国における現実の法人税制・所得税制のもたらすさまざまなゆがみや相違が国際的な租税関係に及ぼしている影響および問題点を明らかにするための視角が得られなくなるのである。

2. 一般的規範モデルの含意

さて,一般的規範モデルは,各国が源泉地国として共通の法人税率を設定し,居住地国としてグローバル所得について完全統合型の所得税制度を

備える場合に、3つの政策基準が満たされることを明らかにした。この一 般的規範モデルが含意する内容は、①各源泉地国の法人税率が共通である こと、②居住地国が源泉地国の法人税を自国の個人所得税と統合すること、 ③居住地国個人所得税と源泉地国法人税を統合する際の統合税額控除 (integration credit) は税額の還付 (refund) も含む完全税額控除である こと 6). ④源泉地国の法人所得は留保されずすべてが配当されるか、ある いは、持分に応じてそのすべてが株主に帰属計算されること(発生ベース 課税)である。これらの条件が満たされない場合には、その度合いに応じ てモデルは不完全な統合から、さらには絶対的法人税モデルに近づくこと になる。

さきの条件①が、管轄権間の公平の定義そのものから要請されることは いうまでもない。しかし、現実に各国の法人税率が等しくなる事態は現状 では想定しにくい。近年の国際的な租税競争によって法人税率は低下傾向 をたどり、一定の幅の中に収まる動きを示しているとはいえ、なお各国に よりまちまちである。各国の法人税率が異なる場合、各国間の公平の基準 は達成されなくなる。同時に、資本輸出中立性、納税者間の公平も達成が 困難になる。数値例を使って示すと、表2のとおりである。表1では、A. B両国の法人税率はともに25%と前提していたが、ここではA国25%、B 国40%と仮定している。この場合にも、統合型モデルでは、A. B両国の 投資家が獲得する国内所得、外国所得の実効税率には変化がなく、内・外 所得の税負担は同一であり、また居住地国内の投資家に帰属する所得につ いての税負担も同一であることから、資本輸出中立性、納税者間の公平が 維持されている。ところが、絶対的法人税モデルでは、A. B両国の投資 家に帰属する内・外所得の税負担,同一居住地国内の投資家相互の税負担 はいずれも異なっており、資本輸出中立性、納税者間の公平のどちらの基 準も満たされないことがわかる。この意味で、非統合型の絶対的法人税の

⁶⁾源泉地国の法人税率が居住地国の個人所得税率を上回る場合には超過税額控除が 発生するが、その場合、居住地国は株主に対して税額を還付することが要請される。

	グローバル統合型所得税				絶対的法人税			
	Y_{AB}	YAA	Y _{BA}	Y_{BB}	Y _{AB}	Y _{AA}	Y_{BA}	Y_{BB}
所 得	100	200	100	300	100	200	100	300
課税								
A国								
法人所得税	20.0	40.0	0.0	0.0	20.0	40.0	0,0	0.0
個人所得稅	. 0.0	60.0	15.0	0.0	0.0	80.0	32.5	0,0
合 計	20.0	100.0	15.0	0.0	20.0	120.0	32.5	0.0
B国								
法人所得税	0.0	0.0	35.0	105.0	0.0	0.0	35.0	105.0
個人所得税	10.0	0.0	0.0	-15.0	24.0	0.0	0.0	58.5
合 計	10.0	0.0	35.0	90.0	24.0	0.0	35.0	163.5
総計								
金 額	30.0	100.0	50.0	90.0	44.0	120.0	67.5	163.5
実効税率(%)	30.0	50.0	50.0	30.0	44.0	60.0	67.5	54.5

表 2 国際租税調整のモデル (源泉地国法人税率が異なるケース)

場合には、グローバル・ベースでの公平な個人課税を実現することはほとんど不可能であるといってよかろう。

しかし、絶対的法人税モデルは別としても、かりに統合型所得税が存在しない場合でもかなりの程度まで資本輸出中立性を確保することは可能である⁷⁾。それは、居住地国が自国法人の海外投資について、その全世界的規模での所得を課税ベースとして課税し、海外で納付したすべての外国税について完全な税額控除を認める場合である。ただし、外国子会社だけでなく、国内子会社などの利潤はすべて居住地国の親会社に配当されるか、利潤の一部が留保される場合にはそれを親会社に帰属計算して発生ベースの課税を行うことが前提となる。そうでない場合には、留保利潤に課税繰り延べ効果が発生し、その効果が大きければ大きいほど中立性は侵害される⁸⁾。統合型所得税が存在しないため、法人税と個人所得税の統合による

⁽注) A. B両国の法人税率をそれぞれ20%, 35%と仮定。

⁷⁾ Musgrave, P. B. (1987), op.cit., p.213. 邦訳, 59ページ。

⁸⁾ 法人所得の留保による課税の繰り延べ効果が発生するのは、法人税率と個人所得税率とが異なり、後者が前者を上回る場合であり、法人税率と個人所得税率の上ノ

個人納税者間の公平が達成されないことはいうまでもない。

つぎに、条件②は、国際的な統合の際の能動的な役割が居住地国に割り 当てられることを示す。可能性としては、もちろん、源泉地国が統合を行 うケースも、両者が協力するケースも考えられる。この場合、居住地国が 行う統合とは居住地国がその対外投資に対して適用する統合であり、源泉 地国による統合とは源泉地国がその対内投資に対して及ぼす統合である。 前者は、居住地国が源泉地国での法人課税を自国の個人所得税と統合する ことであり、後者は源泉地国が自国の法人課税と居住地国の個人所得税と を統合しようとすることである。しかし、後者の統合方式には固有の限界 がある。つまり、源泉地国が課税を行う根拠が、所得や経済力がその領域 内で発生したという事実にあり、その意味でソース・ルールに適合する租 税は物税であり、個人所得税のような人税ではないからである。源泉地国 は、その領域内で発生した所得に対する自国の法人税を含めて、外国投資 家が最終的にどれだけの税を負担するのかについて決定権限を持っていな い⁹⁾。源泉地国が外国投資家に対して与えた統合の利益がはたしてどこま で投資家に帰着するかは、居住地国の対応いかんに係わる。いずれにして も、源泉地国が完全な統合を行うことは不可能である¹⁰⁾。居住者たる投資 家が負担すべき税負担の水準を最終的に決定できるのは、源泉地国ではな

[、]限とが一致するかないしは前者が上回る場合には、繰り延べ効果は発生しない。岡村忠生(1992)、前掲論文、188-193ページ、参照。また、課税の繰り延べの効果については、次も参照。Scholes, M. S., M. A. Wolfson, et al. (1sted., 1992; 2nded., 2002), *Taxes and Business Strategy: A Planning Approach*, pp.17-19 (1sted.), pp.23-25 (2nded.) 坂林孝郎訳(2001)、『MBA税務工学入門』中央経済社、33-38ページ。

⁹⁾ U. S. Dept. of the Treasury (1992), Report of the Department of the Treasury on Integration of the Individual and Corporate Tax Systems: Taxing Business Income Once, p.75.

¹⁰⁾ 源泉地国が対内投資に統合を及ぼすことができるのは、配当二重課税の軽減ない し除去のみの部分的統合だけである。その手段としては配当損金算入方式、配当軽 減税率の適用やインピュテーション方式などがある。源泉地国が部分的統合を行う ことの問題点については、岡村忠生(1992)、前掲論文、215-220ページ、参照。

く、居住地国以外にはない¹¹⁾。この意味で、グローバル所得について納税者間の公平を確保できる居住地国による国際的な統合だけが、グローバルな所得に対する公平な個人課税を実現できる唯一の方式なのである¹²⁾。

したがってまた、居住地国と源泉地国とが協力するケースとは両国が相 互に統合を行うことを意味するのではなく、居住地国による国際的な統合 にともなうコストを源泉地国も分担することを意味するものと考えるべき である。源泉地国による部分的な統合は配当課税の軽減でしかなく、公平 な個人課税の実現につながらないからである。

条件③,条件④は、完全統合を実現するための要件である。統合のための税額控除に限度額が設定され、たとえば居住地国の個人所得税率が上限とされるような場合には、源泉地国の法人税率が居住地国の個人所得税率を上回るようなケースでは外国法人税額が控除し切れなくなり、完全統合が実現されなくなる。表2のケースでは、グローバル統合型所得税モデルにおいて、 Y_{AB} の場合にA国の法人税率がB国の個人所得税率を上回り、B国では投資家に税額の還付が行われているが、もし還付が行われない場合には資本輸出中立性、納税者間の公平が実現できなくなることは容易に理解できる。また、④の発生ベース課税が実行されない場合にも、課税の繰り延べ効果が発生し、この両基準をみたせなくなることはすでにふれたとおりである。

最後にもう一点だけ確認して、この項を終えることにしよう。それは、 国際的な統合を実現するのに必要なコストをどのような形で、誰が負担す るのかという問題である。居住地国がインテグレーションにおいて主導的 役割を果たし、統合税額控除を認める場合、そのためのコスト、つまり税

¹¹⁾ U. S. Dept. of the Treasury (1992), op. cit., p.79.

¹²⁾ この点について、マクルアも、居住地ベース課税こそが、所得源泉にかかわりなく個人のグローバル所得に対して課税するという点で統合型所得税(integrated income taxes)の原則と完全に一致していること、これに対して、源泉地ベース課税は本質的にschedular(分類所得税型)であり、そこでは統合は不可能であることを強調している。Cf. Mc Lure. Ir. (1979). ob.cit. p.211.

収のロスはきわめて大きくなるおそれがある。国際的な統合がうまくいかない原因は、統合にともなうこの税収ロスが原因である。規範モデルの場合には源泉地国の法人税率は各国ともに共通であるため、居住地国の所得税率を上回るようなケースはまれであろうが、前者と後者の最高税率が一致するケースは十分想定することができる。その場合には、居住地国は対外投資所得から税収を確保することは不可能になるだけでなく、最高税率以下の投資家には税額の還付を行わなければならなくなる。あるいは、共通法人税率が成立せず、各国の法人税率が異なってくる場合にも、同様の事態が一般化してくることが想定できる。国際的統合の最大の難問は、この財政コスト問題といっても過言ではないのである。

Ⅱ 国際課税の歴史と現実

1. 国際課税とクラシカル・システム

前節ではグローバル所得に対する公平な個人課税を実現するための国際的な統合の規範モデルを検討した。そこでは、3つの租税政策の基準を満たす統合型所得税モデルの場合、①共通の法人税率、②居住地国による国際的な統合、③完全な統合税額控除、④発生ベース課税という4つの内容が前提となっていること、および、国際的統合を実施する場合にはそのコスト問題が難問となることを確認することができた。本項では、現実の租税条約や国際租税関係の展開のなかで発展してきた国際課税ルールの思想と制度を追跡し、国際的統合への手がかりを検討することにしよう。

国内においては何らかの形で法人税と個人所得税の統合を行う国が存在するが、国際課税の領域ではクラシカル・システムが基本的な枠組みである。源泉地国は自国の領域内で発生した事業所得に対して法人税を課税するとともに、その法人所得から海外の株主に対して配当が行われた場合には源泉徴収税を課税する。他方、居住地国は、国内の株主が海外から受け取った配当について、外国税額控除などの国際的な二重課税の調整を行っ

たうえで所得課税を行う¹³。このクロス・ボーダー所得の課税においては、源泉地国が法人税と源泉徴収税を課税する権限を持ち、居住地国もまた受取配当に対する課税権を有する。この場合、源泉地国法人税と源泉徴収税との間にはなんらかの論理的関係があるわけではなく、また、これら両税と居住地国の所得課税との間にも関連はない。法人税・源泉徴収税の両者(直接投資のケース)、ないし源泉徴収税のみ(ポートフォリオ投資のケース)について居住地国の側で二重課税の調整が行われるのが通例であるとしても、それは国際的なインテグレーションが実行されているわけではない。その意味で、国際課税の基本はクラシカル・システムなのである¹⁴。

二重課税の調整などの国際課税のルールが成立するのは19世紀末とされるが、その本格的な発展は第1次世界大戦以降のことに属する。その出発点になっているのは、1923年の国際連盟の報告書である¹⁵⁾。当時、急速な発展をとげつつあったクロスボーダーの資本取引に対して資本輸出国と資本輸入国の課税権が競合し、国際的な二重課税問題の解決が課題となっていたが、報告書はこの要請に対応し、個々の所得項目を分類し、それらの課税権を居住地国ないし源泉地国のいずれかに配分した。さきに述べた現行の国際課税ルールの基本はこのときに成立したといってよい。その考え方は、第2次大戦後、OECDモデル租税条約に引き継がれるが、その基本的な枠組みは明らかにクラシカル・システムに基礎を置いている。1963年にモデル条約草案が提案される以前にも、多数のOECD加盟国が国内にお

¹³⁾ ただし、クロス・ボーダーの配当以外の支払い、たとえば支払利子などの事業所得から控除対象となる所得については、源泉地国では課税されず、利子が帰属する居住地国の投資家に対して居住地国において課税が行われるのが原則であり、その意味で、配当課税の場合のような国際的二重課税の問題は生じない。

¹⁴⁾ Ault, H. J. (1992)," Corporate Integration, Tax Treaties and the Division of the International Tax Base: Principles and Practices," Tax Law Review, pp.565– 566.

¹⁵⁾ League of Nations (1923), Report on Double Taxation, Submitted by Professors Bruins, Einaudi, Seligman, and Sir Josiah Stamp, League of Nations Doc. No. E.F.S. 73.F.19.

いて法人税と個人所得税を何らかの形で統合する制度を導入したが、草案 は、この統合によって引き起こされる国際的な問題をどのように解決すべ きかについて何ら勧告を行わなかっただけでなく、そこで示した国際課税 のルールがクラシカル・モデルにもとづくことを自ら明らかにしているの である¹⁶⁾。

ここで、後段との関係から必要な限りで国際課税の基本的ルールについ て説明しておこう。

国際資本移動の形態には、個人ポートフォリオ投資、個人直接投資、法 人ポートフォリオ投資、法人直接投資があげられる。このうち個人直接投 資は質量ともに無視できるが、法人直接投資の場合、国際課税の観点から は子会社によるものと支店によるものとを区別する必要がある。ポートフ ォリオ投資と直接投資との違いは議決権付株式の保有割合で形式的に区分 されるのが一般的であるが、その割合は国によって若干異なる。個人・法 人のポートフォリオ投資であれ、子会社を通じた法人直接投資であれ、投 資先の法人が生み出した法人所得は、ソース・ルールにもとづき純粋の国 内法人と同様に資本輸入国において法人税を課税される。この法人所得か ら資本輸出国の投資家に対して配当が支払われる際には、その上に源泉徴 収税が課税される。一般にその税率は20%から30%の間であるが、租税条 約によって軽減され,ポートフォリオ投資の場合には15%,直接投資の場 合には5%に引き下げられるのが通例である。ただし、支店を通じた直接 投資の場合には、支店の所得に対して一般に国内企業とほぼ同じ法人税率 が適用されるが、資本輸入国が配当軽減税率(split rate system)を採用 しているような場合でも、支払配当に対して軽減税率は適用されない。ま た、若干の例外はあるが、源泉徴収税は課税されない170。他方、資本輸出

¹⁶⁾ Ault (1992), op. cit., pp. 568-569.

¹⁷⁾ Sato and Bird (1975), op.cit., pp.398-399. しかし, たとえばアメリカは源泉徴収 税の代わりに支店利潤税(branch profits tax)を課税する。Cf. U. S. Dept. of the Treasury (1992), op. cit., pp.217.

国は、この配当に対して二重課税の調整を前提として課税を行う。その際、 国際的二重課税の調整の対象になるのは、ポートフォリオ投資の場合には 源泉徴収税のみであり、投資先の法人が納付した法人税は外国税額控除の 対象にはならない。これに対して、直接投資の場合には、源泉徴収税に対 する直接外国税額控除だけでなく、子会社が納付した現地法人税にも間接 外国税額控除が認められる。

2. 国際的インテグレーションへの胎動

以上のようなクラシカル・システムに基礎を置く国際課税の枠組みに対して、国際化の進展とともに国際的な統合に係わるいくつかの変化が現れてくる。第1はポートフォリオ投資の場合に源泉地国の側が外国株主に対してインピュテーション税額控除(imputation credit)を容認するようになったこと、第2は外国直接投資についても源泉地国の側が同様にインピュテーション税額控除を認め始めたこと、第3にヨーロッパ共同体での会社課税の調和にむけての指令草案が公表されたことである。これらはいずれもクラシカル・システムを手直し、ないし改革しようとする試みであるが、最後の改革案については別稿においてとりあげることにして、ここでは前二者の持つ意味について検討しておこう。

まず、源泉地国が対内ポートフォリオ投資に税額控除を認める措置の口火を切ったのはフランスであった。フランスがインピュテーション制度を導入したのは1965年であるが、それは国内法人税の半額を個人所得税と統合し、配当に法人税の半分のインピュテーション税額控除(avoir fiscal)を認めるグロスアップ方式であった。国内では統合に踏み出したものの、対外的には統合は適用されず、フランス投資家が受け取る外国源泉配当も、また外国投資家に対する支払配当もいずれも国内のインピュテーション制度には組み込まれなかった。前者の場合、外国源泉配当をフランスの国内法人が受け取る際には課税は免除され(exemption)、それがフランス株主に分配されるときに相殺的な源泉徴収税(précomte mobilier)が課税

された。後者についても、フランスの当初の立場は、外国投資家に対して はインピュテーション税額控除を適用しないというものであった。しかし、 この後者に関してはヨーロッパ共同体の内部から差別待遇だとの批判を受 けて政策転換が図られ、1968年、西ドイツ(当時。以下ではドイツと略) との租税条約での合意以来、租税条約を締結した国のポートフォリオ投資 家に対しては、アヴォワール・フィスカルの適用を認めるようになったの である。ただし、その適用は、外国投資家がフランスからの受取配当につ いて居住地国において課税免除ないし外国法人税について外国税額控除の 適用を受けられない場合に限定されている。アヴォワール・フィスカルは 現金配当への追加配当として取り扱われ、両者の合計額に源泉徴収税が適 用される¹⁸⁾。

フランスのこの政策転換については、さまざまな原因が指摘されている。 第1に、外国資本に対するフランスの政策が1965年以降変更され、積極的 に誘致する方向が打ち出されたこと、第2に、株式投資の魅力を高めるこ とにより株式価格を引き上げようとする政府の政策が成功せず、配当税額 控除を外国投資家に認めない政策がその一因とされたこと,第3に,フラ ンス株主と外国株主との無差別な取り扱い (nondiscriminatory treatment) を回復すべきだとする国際的な圧力. とりわけドイツの強硬 な主張があったことなどである¹⁹⁾。

いずれにしても、フランスが対内ポートフォリオ投資に対して配当税額

¹⁸⁾ Ault, H. J. (1978)," International Issues in Corporate Tax Integration," Law and Policy in International Business, pp.471-474. なお, 外国株主へのアヴォワール・ フィスカルの適用はポートフォリオ投資の場合に限られ、直接投資については子会 社形式によるものであれ支店形式によるものであれ認められなかった。

¹⁹⁾ Sato and Bird (1975), op.cit., pp.436-437, 西ドイツ (当時) の姿勢が強硬であっ た理由は、西ドイツが配当軽減税率制度により配当税率の軽減措置を認めており、 これが自動的にフランスの投資家にも適用されていること、ローマ条約がEEC域 内での資本の自由な移動に対する障害を除去するよう加盟国に義務づけていること であった。

控除を適用したことは、租税条約において初めて源泉地国の側が国際的な統合に踏み出した事例として、重要な意義を持っている²⁰⁾。外国投資家に対して税額控除を認めることは税収ロスの形でコストがかかるが、フランスはポートフォリオ投資を誘致する利益のほうがそれよりも大きいとして、この措置の採用に踏み切ったのである。その際、フランスは税額控除分を追加的配当としてこれをグロスアップした配当に源泉徴収税を課税したため、源泉地国による統合のコストの一部は居住地国によっても負担されることとなった。これ以降、フランスに続いて国内において統合を実施する国のなかから租税条約により税額控除を外国ポートフォリオ投資に認める国も現れたが、他方では、自国からの資本輸出よりも自国への資本輸入に関心を持つ国の場合には、対等の条件で相互に対内ポートフォリオ投資に配当税額控除を認めることは、国際的な経済競争のなかではむしろ自国に不利だとして同調しなかった²¹⁾。

外国のポートフォリオ投資に対して国内立法により一方的にインピュテーション税額控除を適用するケースは存在しないが、租税条約においてそうした税額控除を認める事例が増加した背景には、いくつかの要因が指摘されている²²⁾。第1に、租税条約交渉の際、統合制度を採用する国に対して相手国は、インピュテーション税額控除を対内ポートフォリオ投資に適用しないことは差別待遇(discrimination)になると強く批判すること、第2に、ポートフォリオ投資の場合、直接投資と異なり間接外国税額控除が認められないため、インピュテーション税額控除を認めることによって源泉地国の法人税負担を事実上除去することは、インテグレーションの考え方に合致すること、第3に、実際的な観点からも当該国が外国ポートフォリオ投資の誘致に関心を持っている場合、インピュテーション税額控除の付与はそうした投資を促進すること、などがそれである。

²⁰⁾ Ault (1992), op.cit., p.585.

²¹⁾ Ibid.

²²⁾ Ault (1978), op. cit., p.483.

いずれにしても、国際的なインテグレーションにおいては、インテグレ ーションを行う国の側は多大のコストを覚悟しなければならない。したが って、源泉地国の側が対内ポートフォリオ投資にインピュテーション税額 控除を認める背景には、インテグレーションを行った場合の経済的利益と その際に必要になるコストを斟酌したうえでの政策決定なのであり、外国 資本の導入による利益を見込んだものであろう。しかし、源泉地国側が条 約にもとづくとはいえ国際的インテグレーションを行う方式は、第1項で みた規範モデルからすれば果たしてグローバル所得に対する公平な個人課 税の実現に資するものと評価できるのかどうかには疑問が残る。この点の 評価は、もう一度後で立ち返ることにしよう。

一方、対外ポートフォリオ投資に対して、統合制度をとる居住地国の側 が海外からの受取配当に対してインピュテーション税額控除を認めた例は 存在しない。その場合、当然、居住地国投資家にとっては国内投資より海 外投資のほうが税負担は重くなる。この点に関して、これまでの租税条約 交渉においても、それは海外投資に対する差別待遇ではないかとの批判が たえず繰り返されてきたとされるが、国内でインテグレーション制度をと る居住地国の側は外国源泉配当にインピュテーション税額控除を認める方 向を決して受け入れようとはしなかったのである²³⁾。ここには、資本輸出 国の側の優位性が反映されているといってよかろう。

つぎに、対内直接投資に税額控除を認める先鞭をつけたのはイギリスで あった。1975年に締結された米英租税条約において、イギリスは初めてア メリカからの直接投資に対してインピュテーション税額控除を認めた²⁴⁾。

²³⁾ Ibid.

²⁴⁾ その際、対内直接投資に対するインピュテーション税額控除は通常の2分の1に 設定されたが、その根拠は必ずしも明確ではない。Aultの推測によれば、直接投資 によって生み出される税収の配分基準として、源泉地国は法人税の非統合的部分と 個人株主に配当されず内部留保される収益に対応する法人税の統合的部分を確保 し、他方、個人株主に配当される収益に対応する法人税は居住地国に帰属するもの とされたのではないかという。つまり、源泉地国の対内直接投資所得のうち留保分、 配当分に応じて源泉地国,居住地国で税収を配分するとの基準により,アメリカノ

イギリスがなぜこの措置を採用したかは必ずしも明確ではないが、Aultの 示唆するところでは、いくつかの要因を指摘することができる。第1に、 この措置によりアメリカの法人直接投資に対するイギリスの税負担水準が ほぼ当時のアメリカ法人税のレベルまで引き下げられ、対英直接投資の増 加が期待できること、第2に、この措置がアメリカの国庫を潤おすのでは なく、その便益が直接投資を行う法人に帰属するように措置されたこと、 第3に、イギリスの統合が配当だけについての部分的統合であることから、 この措置による税収ロスをそれほど懸念しなくとも済む見込みであるこ と、さらにいっそう重要な点として、第4に、米英間での重要な懸案問題 の解決という両国間での複雑な取引の一部としてこの措置がとられたこと などが、それである²⁵⁾。ちなみに、両国間の懸案問題とは、アメリカの州 政府が外国法人に課税する際にとるユニタリー・システムについてその利 用を制限すること、および、イギリスの石油収入税に対して外国税額控除 を認めることの2点であった。少なくとも対内直接投資にインピュテーシ ョン・クレジットを認めるという措置が、単に税制上の理由からというよ りもむしろより大きな政治的・経済的理由から選択されたことを確認する ことができる。

一般に、源泉地国が外国法人による対内直接投資にインピュテーション・クレジットを認めることは理論的には根拠がない²⁶⁾。統合を行う理論的な根拠は公平な個人課税の実現にあることはすでにふれたが、法人直接投資のレベルでは源泉地国子会社(ないし支店)から居住地国親会社への配当の支払いの段階であり、個人株主への配当支払いの段階ではない。インピュテーション・クレジットは法人税と個人所得税とを部分統合する手段

への対英直接投資利潤のうちほぼ半分が配当として支出されているものと仮定して、インピュテーション税額控除を通常の 2 分 1 に決定したのではないか、と。Cf. Ault (1978), *ibid.*, p.485.

²⁵⁾ Ault (1992), op. cit., pp.586-587.

²⁶⁾ Ault (1978), op.cit., p.484.

であり、その適用は少なくとも親会社が個人株主に配当を支払う段階でなければならないはずである。後にとり上げるEECの指令草案(1975年)でも、親子会社間の配当にはインピュテーション・クレジットは認められておらず、個人に配当される段階でクレジットを付して調整する方式を提起している。直接投資の場合には、居住地国において直接、間接の両外国税額控除が認められるのが通常の国際課税ルールであり、この意味でも源泉地国が対内直接投資にインピュテーション・クレジットを認める理由はないのである。

対内直接投資にインピュテーション・クレジットを認めた場合,次のような問題が生ずる可能性がある²⁷⁾。すなわち,第1に,源泉地国はその対内直接投資に対する法人課税を事実上放棄しかねない税収の喪失に見舞われるおそれがあること,第2に,外国税額控除制度を通じて国際的二重課税を救済している国のケースでは,源泉地国が対内直接投資にインピュテーション・クレジットを認めると,一般に,それは投資家の課税水準を軽減するよりも,外国税額控除の対象になる源泉地国での法人レベルの税額そのものの減少を通じて居住地国の外国税額控除額が減少するため,むしろ居住地国の国庫を潤おす結果になること,である。

源泉地国が対内直接投資に対してクレジットを認めた実例は、この1975年締結の米英租税条約のほか1980年英蘭租税条約などイギリスがクラシカル・システムをとる国と締結したいくつかの租税条約にみられるのみで、この方式を採用した国は他にはない。しかも、イギリス自身も、1997年7月にインピュテーション制度を改定した際に同方式を租税条約で認める政策は放棄しており、対内ポートフォリオ投資についてはほとんどの租税条約で認めているものの、対内直接投資については、9つのケースについて適用を認めているにすぎないのである²⁸⁾。

²⁷⁾ Ibid., p.485.

²⁸⁾ Gammie, M. (1998)," UK Imputation, Past and Future," Bulletin of International Bureau of Fiscal Documentation, p.433.

3. 国際的インテグレーションへの進化とその評価

国際的インテグレーションに係わる以上2つの重要な政策動向を除くと、国際課税ルールのレベルでの目立った変化はあまりないといってよい。そのクラシカル・システムとしての枠組みはなお維持されているのであるが、Aultによれば、そのなかにもいくつかの漸進的な変化がみられるという²⁹⁾。

ひとつは、源泉地国における法人税と源泉徴収税との関連についての認識の変化である。1965年の米独租税条約の交渉の際、配当軽減税率制度をとるドイツが外国株主に支払われる配当に軽減税率が適用されることを理由に、自国の源泉徴収税率の引き上げを認めるよう主張したのに対し、アメリカは国際課税ルールの一方の柱である相互主義(reciprocity)に依拠して条約で認める源泉徴収税率は両国で同等でなければならないことを強硬に主張し、基本的にその主張を認めさせた300。法人税と源泉徴収税とは無関係だとするアメリカのクラシカル・ルールの主張が通ったのである。ドイツは、無差別原則(nondiscrimination)というもう一方の国際課税ルールの存在によって、外国子会社だけに配当軽減税率の適用を停止することは不可能であった。しかし、1989年の米独租税条約においては、条約では配当に分類されている支払いが、配当を行う企業の所在する国の国内法で所得控除を認められている場合、条約にしたがって通常適用される源泉徴収税の軽減税率は停止され、源泉地国は本来の源泉徴収税率によって課

²⁹⁾ Ault (1992), op.cit., pp.587–595.

³⁰⁾ ドイツが懸念していたのはいわゆる「外国人効果」であり、ドイツ子会社が外国の親会社に配当したうえでドイツに再投資するほうが、ドイツ法人が内部留保するよりも税負担が低くなるという問題であった。たしかに、これは外国所得課税免除制度(exemption system)をとる国に所在する親会社の場合には当てはまったが、当時のアメリカの連邦法人税率はドイツのそれよりも高かったため米系のドイツ子会社には妥当しなかった。結局、源泉徴収税率は、一律で15%とされ、現実に配当が再投資される場合にのみより高い源泉徴収税率を適用する特別条項を付すことで決着したのである。Cf. Ault (1992), op.cit., pp.583-584.

税できるものとされた。この論理からすれば、支払配当損金算入制度のも とでの配当に対しては相手国と異なる源泉徴収税率も認められることにな り、先のドイツの主張に近づくことになる。これはまた、Sato=Birdの主 張する実効的相互主義(effective reciprocity)の考え方とも通じてくると いってよい³¹⁾。

第 2 は、やはり 1989年の米独租税条約において採用された措置である $^{32)}$ 。 ドイツは、従来、対独投資に対しては国内で認めている統合をたとえ和税 条約を締結した場合にも容認しない立場を維持してきたが,この89年の米 独租税条約において初めて対独ポートフォリオ投資についてアメリカ居住 者への支払配当に対する源泉徴収税率の引下げに応じる一方。ドイツによ る源泉徴収税軽減の利益がアメリカ居住者に帰属し,単にアメリカの国庫 を潤す結果にならないように、ドイツでの課税軽減分に対しアメリカ側で も課税を緩和することをその条件とした。それは、ドイツがポートフォリ オ投資の場合の対外支払配当に対する源泉徴収税率を条約で通常定められ る15%から10%に引下げるのに見合って、アメリカも源泉徴収税を控除す る前の配当金額を5.88%だけグロスアップし、このグロスアップした金額 に対して通常の源泉税率15%で課税が行われたものとして外国税額控除を 算定するというものであった³³⁾。問題は、このグロスアップの措置が、ア

岡村忠生は、アメリカの株主の限界税率を31%と仮定して、この実質的統合ルー ルのもとでのアメリカでの納付税額と税引き後の配当金額を算出し、それと①こう したルールがない場合、②ドイツが源泉税率の引き下げを行うが、5.88%のグロス アップが行われない場合、③ドイツの源泉税引き下げを税の軽減としてアメリカが 取り扱う場合とを対比している。それによれば、統合ルールのもとでのアメリカノ

³¹⁾ Cf. Sato and Bird (1975), op. cit., pp. 426-429.

³²⁾ Ault (1992), op. cit., p.589.

³³⁾ Ibid. ドイツ法人からの現金配当100に対し、源泉徴収税10%が課税され、税引き 後は90の配当がアメリカ株主に支払われる。他方、アメリカでは、株主は現金配当 100にインピュテーション税額控除5.88をグロスアップした105.88の配当を受け取 り、それに対して15%の源泉徴収税を課税されたものとみなされる。したがって、 アメリカの株主は、105.88のグロスアップ配当に対するアメリカでの算出所得税額 に対して15.88 (=105.88×15%) の外国税額控除を認められるのである。

メリカが一貫して拒否してきた「みなし外国税額控除(tax sparing)」に当たらないかということであった。結局、アメリカの株主に与えられる課税軽減措置は、ドイツで納付した法人税の還付ないしドイツの源泉徴収税の軽減によるものであり、それはドイツでの統合の一環によるものであって「みなし外国税額控除」には当たらないとされた³⁴⁾。かくして、アメリカの対独ポートフォリオ投資について、ここにドイツ法人税とアメリカの個人所得税との事実上の統合が実現したとみることができるのである。

第3は、1975年のイギリス・フィンランド租税条約において、国内で統合制度をとる両国が対内ポートフォリオ投資、対内直接投資に対して相互にインピュテーション・クレジットを認めたことである。フィンランドが法人税率36%、配当について完全統合制度をとるのに対し、イギリスは法人税率33%、そのうち22.33%を統合する部分統合制度をとるなど、両国の国内統合のレベルには相違があったためこの点の調整が必要であった。最終的に、ポートフォリオ投資については、イギリスはフィンランドに対しそのクレジットの全額を、フィンランドはイギリスに対しクレジットの62.5%を認め、配当とクレジットの合計額に15%の源泉徴収税を課税するものとされた。また、直接投資についても、イギリス、フィンランドはそれぞれクレジットの2分の1、約46%を適用し、配当・クレジットの合計額に5%の源泉徴収税を課税することとした。これは統合制度をとる国の間で相互に対内投資に対して国際的なインテグレーションを租税条約によ

> での納付税額と税引き後配当額は各々、16.94、73.06であるのに対し、①では16、69、②では17.55、72.45、③では21、69となる。①のケースだけが両者の合計額が85となるが(その他はすべて90)、その理由はいうまでもなくドイツの源泉税率が通常税率の15%であるためである。これらのケースのなかでは、統合ルールのケースがアメリカ株主の受け取る配当利回りが最も大きいことがわかる。このルールが存在しない①のケースと比べれば、アメリカの税収はわずかながら増加することも読み取れる。したがって、統合ルールのケースは、株主にとってもっとも有利なケースなのである。岡村忠生(1992)、前掲論文、230−231ページ、参照。

³⁴⁾ Kaplan, Philip T. (1990), The Confusion Over Imputation system, "Tax Notes International, pp.695-697.

り適用した事例として注目に値する。

しかし、以上のように国際課税関係の現実をふり返ってみると、これまで居住地国の側が対外投資に対して統合を及ぼしたケースは皆無であることがわかる。この原因は、一方では資本輸出国としての優越的な地位を反映している側面と、他方では資本輸出によって自国での資本形成に不利な影響を受けながら資本輸入国にさらに有利になるような対外投資への税額控除の付与には抵抗が強い点などが考えられる。その唯一の例外は、1959年にドイツとフランスとの間で締結された租税条約に見出される。そこでは、ドイツ居住者によるフランス法人へのポートフォリオ投資について、ドイツがフランスの法人税と自国の個人所得税とを統合した。これは、居住地国の側が自国の対外ポートフォリオ投資に対して配当税額控除を認めるものであった。しかし、フランスはドイツに対して国際的な税制統合のコストを負担し、財政的補償措置をとったことにみられるように、この国際的な統合は源泉地国(フランス)の財政負担により居住地国(ドイツ)が行うものであった。その意味で、形式だけの居住地国による国際的な統合にすぎなかったといえよう350。

おわりに

規範モデルでみたように、居住地国の側からの国際的なインテグレーションこそがグローバル所得について公平な個人課税を実現する方向であるとすれば、他方では、国際課税の現実は基本的にクラシカル・システムの枠組みを出るものではなかった。国際化やグローバリゼーションの進展にともなって対外ポートフォリオ投資や対外直接投資にインピュテーション税額控除を認める方向が定着し始めるが、そうした税制の国際的統合に係わる動きはいずれも源泉地国の側からのものであり、居住地国の側からの

³⁵⁾ Ault (1992), op. cit., p.587. また, 岡村忠生 (1992), 前掲論文, 239-240ページ, も参照。

対応は皆無であった。唯一の例外ともいえる独仏租税条約も、国際的な統合の形式はともかく内実は源泉地国の財政負担による国際統合であった。この独仏租税条約で規定された源泉地国の財政負担にもとづく居住地国の側での配当税額控除の採用は、のちに1975年のEECでの会社課税制度の調和に関する指令草案でも採用されたいわゆるクリアリング・ハウス方式の淵源ともいうべきものである。それは規範モデルの方式とは異なるが、国際租税協調のもとで法人税制の国際的な調和、国際的な統合を実現しようとした初めての試みとして、もっと注目されてしかるべきであると思われる。この点の詳細な検討は、別稿でもう一度立ち返ることにしたい。